

規制の事後評価書

法 令 の 名 称 : 電波法及び放送法の一部を改正する法律

規 制 の 名 称 : 周波数の再割当てに係る特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備

規制導入時の区分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : 総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

評 価 実 施 時 期 : 令和8年1月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

既に開設されている電気通信業務用基地局（以下「既設電気通信業務用基地局」という。）の使用周波数の電波の有効利用を図るために、周波数再割当てに係る要件や手続を明確化することを目的として、以下のとおり、特定基地局（電気通信業務用基地局のうち電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要と認められるもの）に係る開設指針の制定に関する制度を整備したもの。

（参考）特定基地局を開設しようとする者は、総務大臣が制定・公表する開設指針に基づき、開設計画を作成して総務大臣の認定を受ける必要があり、開設計画の認定期間中、その周波数を排他的に利用することができる。

（1）総務大臣は、次の①～③のいずれかの場合の区分に応じ、再割当てに係る開設指針を制定することができる。

- ① 既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用の程度が一定の基準（電波の有効利用評価の結果が、二回以上連続して最下位の段階でないこと）を満たしていないと認めるとき
- ② 既設電気通信業務用基地局の使用周波数を使用する電気通信業務用基地局を特定基地局として開設することを希望する者から開設指針の制定の申出を受け、当該申出に係る開設指針を定める必要がある旨を総務大臣が決定したとき
- ③ 電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の再編を行い、新たな特定基地局の開設を図ることが必要であると認めるとき

（2）総務大臣は、再割当てに係る開設指針を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、当該開設指針の制定が既設電気通信業務用基地局の免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響の調査を行うことができることとし、調査を行うため必要な限度において、申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人に対し、必要な事項について報告を求めることができる。併せて、虚偽報告等を防止する観点から、罰則の規定を設ける。

（3）（1）の開設指針の記載事項として、次の事項を追加する。

- ① 特定基地局に使用されることとする周波数の全部又は一部を既設電気通信業務用基地局が現に使用している場合は、当該周波数及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局が現に使用している周波数並びにこれらの周波数の使用の期限の満了の日

- ② 既設電気通信業務用基地局の周波数の使用の期限の満了の日以前に、特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、終了促進措置（注）に関する事項

（注）特定基地局の開設計画の認定を受けた携帯電話事業者等が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置

(4) 再割当制度の導入に伴い、既設電気通信業務用基地局の免許人の事業運営の安定性や投資コストの回収等に配慮し、開設計画の認定の有効期間を、当該認定の日から起算して10年((3)①の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあっては20年)を超えない範囲内において総務省令で定める期間に延長する(改正法施行以前は5年(10年))。

<今後の対応>

- そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	(既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用の程度が一定の基準を満たしていないと認めるとき等に、再割当てに係る開設指針を制定し周波数の再割当てを行うことから、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の一層の有効利用が期待される。)

	事後評価時	<p>改正法施行後、再割当てに係る特定基地局の開設指針の制定は行われていないが、勘案すべき社会経済情勢等の変化は生じておらず、事前評価時に見込んだものから乖離はない。</p> <p>また、改正法施行後、2件の開設計画の認定を行っており、認定有効期間の延長は、事業者における事業運営の安定性や投資コストの回収等に資するものであると考えられる。</p>
--	-------	--

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	<p>—</p> <p>(再割当てに係る開設指針の制定に関する報告の求めは、特定の場合に限り定めることができる当該開設指針を定めようとするときに実施するものである。また、開設計画の認定の有効期間を「5年（10年）を超えない範囲」から「10年（20年）を超えない範囲」に改正することにより、周波数の再割当てを行う機会は減ることから、当該報告の求めに関する大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。</p> <p>加えて、開設計画の認定の有効期間が「10年（20年）を超えない範囲」に延長されることにより、開設計画の計画範囲が拡大することに伴い申請書に記載すべき内容が追加されるものの、特定基地局は5年程度の期間で整備されていることから、追加内容は軽微である一方で当該認定の有効期間が延長されることにより当該計画の作成機会は減ることから、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。</p> <p>なお、周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する「終了促進措置」を活用するか否かは、事業者の判断に委ねられている。)</p>
	事後評価時	<p>改正法施行後、再割当てに係る特定基地局の開設指針の制定は行われていないが、勘案すべき社会経済情勢等の変化は生じておらず、事前評価時に見込んだものから乖離はない。</p> <p>また、改正法施行後、2件の開設計画の認定を行った。認定有効期間の延長に伴い、開設計画に記載すべき特定基地局の整備計画（都道府県単位における1年ごとの基地局数、人口カバー率、面積カバー率等）の期間が延長されたものの、新規項目が追加されたものではなく、これに起因する費用増加分を切り出して算出することは困難であるが、ごく限定的であると考えられる。</p>

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	<p>—</p> <p>(再割当てに係る開設指針の制定に関する意見の聴取は、特定の場合に限り定めることができる当該開設指針を定めようとするときに実施するも</p>

		<p>のである。また、開設計画の認定の有効期間が「10年（20年）を超えない範囲」に延長されることにより、周波数の再割当てを行う機会は減ることから、意見の聴取に関する大幅な追加費用は発生しないと考えられる。)</p>
	事後評価時	<p>改正法施行後、再割当てに係る特定基地局の開設指針の制定は行われていないが、勘案すべき社会経済情勢等の変化は生じておらず、事前評価時に見込んだものから乖離はない。</p> <p>また、改正法施行後、2件の開設計画の認定を行った。認定有効期間の延長に伴い、開設計画に記載すべき特定基地局の整備計画（都道府県単位における1年ごとの基地局数、人口カバー率、面積カバー率等）の期間が延長されたものの、新規項目が追加されたものではなく、これに起因する審査業務に係る費用増加分を切り出して算出することは困難であるが、ごく限定的であると考えられる。加えて、本制度についての開設計画の申請予定者への周知については、通常の許認可関係業務の範囲で行っているものであり、費用の増加は生じていない。</p>

3 考察

- ・ 上述のとおり、改正法施行後、再割当てに係る特定基地局の開設指針の制定は行われていないが、勘案すべき社会経済情勢等の変化は生じておらず、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用を図るために導入された本規制の必要性や、その効果・費用については、事前評価時に見込んだものから乖離はない。
- ・ また、開設計画認定の有効期間の延長については、改正法施行後、2件の開設計画認定を行っており、事業者における事業運営の安定性や投資コストの回収等に資すると考えられる一方で、これに伴う費用の増加はごく限定的であると考えられる。
- ・ 以上から、本規制は妥当であり、対応変更は不要であると考えられる。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電波法及び放送法の一部を改正する法律

規制の名称：周波数の再割当てに係る特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課

評価実施時期：令和 4年 1月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5~10年後のことと想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
（現状をベースラインとする理由も明記）

【現行制度】

現行制度では、電気通信業務用基地局のうち電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要と認められるものを「特定基地局」と位置付けた上で、

- ・ 総務大臣が特定基地局の開設に関する指針である「開設指針」を定め（電波法（昭和25年法律第131号）第27条の12第1項）、
- ・ 特定基地局を開設しようとする者は、特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）を作成して総務大臣の認定（電波法第27条の13第1項）を受けることとし、
- ・ 認定を受けた者は、認定の有効期間中、認定を受けた開設計画（以下「認定計画」という。）に従い開設する特定基地局の免許について排他的な申請（当該認定に係る周波数の他者利用を排除）をすることと/orとしている（電波法第27条の17）。

【規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）】

携帯電話等の通信量の増大等により携帯電話等用の周波数はひつ迫傾向にあるところ、有限希少な電波の中から新たな周波数を携帯電話等用に割り当てるには限界があるため、既に開設されている電気通信業務用基地局（以下「既設電気通信業務用基地局」という。）が現に使用している周波数（以下「使用周波数」という。）の電波の有効利用を図る必要性が高まっている状況にある。

既設電気通信業務用基地局が電波を有効利用していない場合は、当該周波数を使用した新たな特定基地局の開設指針（以下「再割当てに係る開設指針」という。）を定めてその開設を図ることが必要となる。しかし、

- ・開設指針に関する制度の創設（平成12年）時には、再割当てに係る開設指針の制定は想定しておらず、これまでも再割当てに係る開設指針が制定されたことがないこと
 - ・また、再割当てに係る開設指針の制定は、多くの利用者を対象とする社会インフラである携帯電話等に係るものであり、既設電気通信業務用基地局の免許人や携帯電話等サービスの利用者への影響が大きいこと
- から、あらかじめその要件や手続の明確化等を図られていない状況において再割当てに係る開設指針を制定することは困難である。現行制度を維持する限り、今後も引き続きこの状況は継続するため、再割当てに係る開設指針の制定がされず、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用を図ることが困難な状態をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

〔課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。〕

【課題及び課題の発生原因】

上記①のとおり。

【課題解決手段の検討】

既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用を図るため、周波数の再割当てに係る要件や手続を明確化すること等が適当である。

【規制の内容】

1 既設電気通信業務用基地局の使用周波数を使用する特定基地局に係る開設指針の制定に関する制度の整備

(1) 総務大臣は、次の①～③の場合に限り、再割当てに係る開設指針を制定することができる旨を明確化する。

- ① 既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用の程度が一定の基準を満たしていないと認めるとき
- ② 既設電気通信業務用基地局の使用周波数を使用する電気通信業務用基地局を特定基地局として開設することを希望する者から開設指針の制定の申出を受け、当該申出に係る開設指針を定める必要がある旨を総務大臣が決定したとき
- ③ 電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の再編を行い、新たな特定基地局の開設を図ることが必要であると認めるとき

(2) 総務大臣は、再割当てに係る開設指針を定めようとする場合において、必要があると

認めるときは、当該開設指針の制定が既設電気通信業務用基地局の免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響の調査を行うことができることとし、調査を行うため必要な限度において、申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人に対し、必要な事項について報告を求めることができるようとする。併せて、虚偽報告等を防止する観点から、罰則の規定を設ける。

(3) (1) の開設指針の記載事項として、次の事項を追加する。

- ① 特定基地局に使用させることとする周波数の全部又は一部を既設電気通信業務用基地局が現に使用している場合は、当該周波数及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局が現に使用している周波数並びにこれらの周波数の使用の期限の満了の日
- ② 既設電気通信業務用基地局の周波数の使用の期限の満了の日以前に、特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、終了促進措置に関する事項

(4) 開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して 10 年 ((3) ①の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあっては、20 年) を超えない範囲内において総務省令で定める。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用について）

再割当てに係る開設指針の制定に関する報告の求めは、上述のとおり、特定の場合に限り定めることができる当該開設指針を定めようとするときに実施するものである。また、開設計画の認定の有効期間を「5年(10年)を超えない範囲」から「10年(20年)を超えない範囲」に改正することにより、周波数の再割当てを行う機会は減ることから、当該報告の求めに関する大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

加えて、開設計画の認定の有効期間が「10年(20年)を超えない範囲」に延長されることにより、開設計画の計画範囲が拡大することになるが、特定基地局は5年程度の期間で整備されていること、当該認定の有効期間が延長されることにより当該計画の作成機会は減ることか

ら、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

なお、周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する「終了促進措置」を活用するか否かは、事業者の判断に委ねられている。

(行政費用について)

再割当てに係る開設指針の制定に関する意見の聴取は、上述のとおり、特定の場合に限り定めることができる当該開設指針を定めようとするときに実施するものである。また、開設計画の認定の有効期間が「10年(20年)を超えない範囲」に延長されることにより、周波数の再割当てを行う機会は減ることから、意見の聴取に関する大幅な追加費用は発生しないと考えられる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和することで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和でないため、該当せず。)

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。

詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用の程度が一定の基準を満たしていないと認めるとき等に、再割当てに係る開設指針を制定し周波数の再割当てを行うことから、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の一層の有効利用が期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

〔 把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。 〕

(金銭価値化ができないため、該当せず。)

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

〔 規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。 〕

(規制緩和でないため、該当せず。)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

〔 副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。 〕

電波の一層の有効利用の実施が見込まれる者に周波数の再割当てを行うことにより、通信環境の改善やエリアカバーが拡大し、携帯電話サービスの向上が期待される。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上述のとおり、遵守費用及び行政費用の大幅な追加費用は発生しないと考えられる一方で、本制度が導入された場合には、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用の程度が一定の基準を満たしていないと認めるとき等に、周波数の再割当てを行うことから、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の一層の有効利用が期待される。

これを踏まえ、本制度により得られる便益は、本制度の導入に伴う費用を上回ることが見込まれており、本制度の導入は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本制度を導入せずに、現行法の下で再割当てに係る開設指針を制定し、周波数の再割当てを実施することも考えられるが、多くの利用者を対象とする社会インフラである携帯電話等に係るものであり、既設電気通信業務用基地局の免許人や携帯電話等サービスの利用者への影響の懸念がある。代替案によることとした場合には、周波数の再割当てに関して、あらかじめその要件や手続が明確化されていないことから、本制度と比較して事業者及び行政それぞれに調整費用の負担の増大が見込まれ、この代替案を適用することは適切ではない。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

令和2年11月から開催された有識者懇談会である「デジタル変革時代の電波政策懇談会」において、オブザーバである携帯電話等事業者に意見発表の機会を設けて丁寧に議論を進めるとともに、報告書案に対する意見募集も実施した上で、令和3年8月に報告書が取りまとめられており、本制度は当該報告書を踏まえたものである。(同懇談会では、オブザーバである携帯電話等事業者からも、周波数の再割当制度の導入に関し、一定の賛同意見が上がっていたところ。)

(参考) デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書(令和3年8月取りまとめ)抜粋

- ・ 電波の有効利用を促進する観点から周波数の固定化に対応するため、認定の有効期間が終了した割当て済みの周波数について、例えば、以下の①から③のいずれかに該当する場合には、それぞれ既存免許人の周波数の使用期限を設定し、比較審査で周波数を再割当する仕組みを導入する必要がある。
 - ① 電波の利用状況調査の評価結果などにより、電波の有効利用が不十分であると認められる場合。
 - ② 既存免許人とそれ以外の事業者(新規参入希望者を含む。)との間で競願が発生する場合。
 - ③ その他の電波の有効利用を促進する観点から、必要であると認められる場合(移動通信システムの世代交代のタイミングなどで周波数の再配置を行う必要がある場合など)。
 - ・ また、周波数の再割当てを行う場合は、電波監理審議会に諮問するなど、透明性を確保しつつ公正・中立に手続を進めることが適当である。
- (略)
- ・ なお、割当て済みの周波数の再割当てに当たっては、移行費用の他、利用者への影響や5Gなどの基盤展開への影響に係る既存免許人の懸念などに十分配慮することが重要である。ただし、その際に、周波数移行の恩恵が失われることのないよう留意することも必要である。

8 事後評価の実施時期等

(12) 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後 3 年を目途として事後評価を実施し、特定基地局に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(13) 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

電波の利用状況調査において、本制度を活用して認定を受けた開設計画に係る特定基地局の電波の利用状況を確認する。